

住宅の部分断熱改修による、健康で快適な暮らしの促進を

社会システムコンサルティング部 コンサルタント 瀧山 拓哉

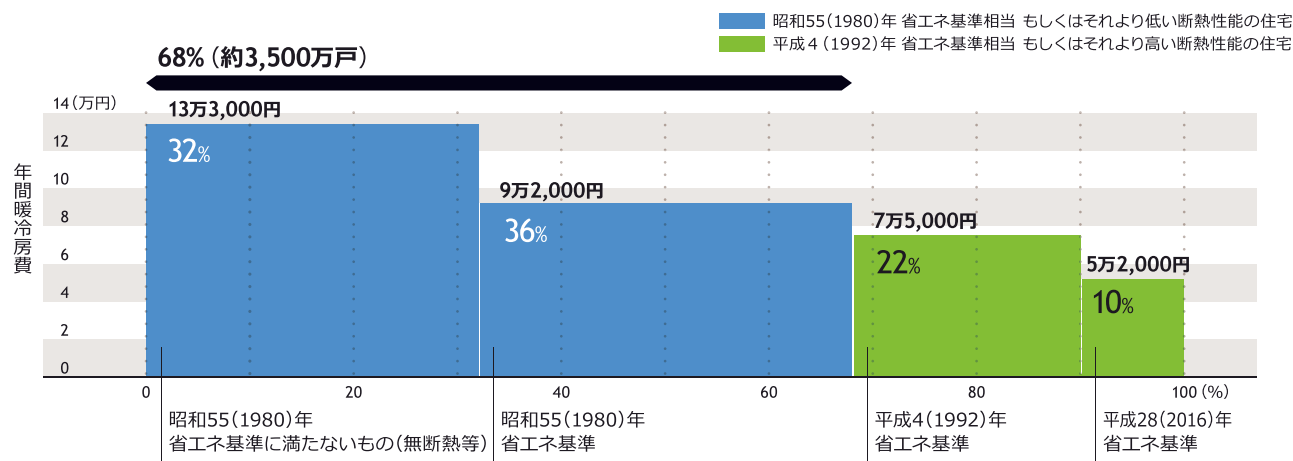
新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワーク推進や、外出自粛要請等もあり、生活の質を左右する住環境の重要性が増している。実際に、ミサワホーム総合研究所の調査では4割以上が「家で過ごす時間をより快適にするために住まいに手を加えた(計画した)」と回答する^{*1}など、住環境に関する関心・優先度は高まっているといえる。

住環境向上に必要な要素として温熱環境向上が挙げられるが、そのためには住宅の断熱性能が重要である。断熱性能が低ければ、空調機器を使用しても外気の影響で足元や部屋の周辺部に温度差が生じ、快適さを十分に感じられない。断熱性能が高い住宅は外気の影響を受けにくく、空調を効率的に活用できるため、快適性の向上や暖冷房費の節約が図れる他、風邪をひく人の割合が低いといった、健康面の利点も報告されている^{*2}。

新築住宅の断熱性能は基準化が進んでおり、建築物省エネ法で規定されている他、政府目標で推進されているネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)の要件にもなっている。しかし、国内すべての住宅ストックの断熱性能に目を向けると、2015年に制定された建築物省エネ法の最新基準を満たす住宅は1割にすぎず、住宅ストックの7割弱(約3,500万戸)は、約40年前に制定された1980年の基準相当以下の断熱性能しか有していない。新築住宅の着工数は年間100万戸以下であるため^{*3}、高断熱住宅の充足には既存住宅の断熱改修の促進が不可欠である。

住宅改修にはフルリフォームの他に、住宅の一部を改修する部分改修がある。部分断熱改修では、2階建て戸建て住宅の1階部分等の生活空間として使用する部分のみを改修する。したがって、子供の独立等による世帯人数やライフスタイルの変化に応じた断熱化が可能であり、快適性・健康性の向上とともに改修費の削減や仮住まいの短縮・不要化といった居住者負担の軽減にもつながる。現時点では部分断熱改修はそれほど知られている手段ではないが、この新しい方法で、健康にも資する断熱改修を推進していくには、健康や住環境に対する関心が高まっている今は好機であり、そのためには個々の生活環境に即した部分断熱改修の方法を官民一体となって周知していくことが重要である。

2017年度における国内住宅ストック(約5,000万戸)の断熱性能および年間暖冷房費



注1) 2016年省エネ基準は1999年および2013年省エネ基準と同等の断熱性能

注2) 暖冷房費は一定の条件をおいた上での国土交通省試算、断熱基準ごとの住宅ストック割合は国土交通省調査による推計値

出所) 国土交通省による調査・推計 (<https://www.mlit.go.jp/common/000115968.pdf> および <https://www.mlit.go.jp/common/001318639.pdf>) よりNRI作成

*1 ミサワホーム総合研究所 新型コロナウイルス影響下における住まいの意識調査レポート

*2 Howden-Chapman, P et al. (2007). Effect of insulating existing houses on health inequality: cluster randomised study in the community.

*3 国土交通省 住宅着工統計